

別表六(十九)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業	・	・	法人名
年度	・	・	

別表六(十九) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

適用対象年度において取得等をした生産等資産のうち当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額							1	円										
事業	種	目	2															
資	設	備	の	種	類	3												
						4												
区	取	得	年	月	日	5	平	・	平	・	平	・	平	・				
						6	平	・	平	・	平	・	平	・	平	・		
分	事	業	の	用	に	供	し	た	年	月	日	6	平	・	平	・	平	・
												7		円		円		円
取	取	得	価	額	又	は	製	作	価	額	7		円		円		円	

「16」欄

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除を適用している場合※

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成27年旧措置法第42条の12の2第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00444」
- ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

※ 平成27年4月1日以前に開始した事業年度

(9)の合計	10		100	
税額控除限度額 $(10) \times \frac{3}{100}$ ($(1) \leq (2)$ の場合又は $(1) \leq (3)$ の場合は0)	11		当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額	14
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	12		法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「35の②」)	15
			法人税額の特別控除額 (14) - (15)	16

償却費として損金経理をした金額の計算

減価償却資産の当期償却額	損益計算書に計上された減価償却費の額	17	円	減価償却資産の当期償却額のうち当期に取得等をした生産等資産を構成する機械等に係る普通償却限度超過額	19	円
	剰余金の処分の方法により特別償却準備金として積み立てた金額 その他上記以外の金額	18		同上のうち特別償却に関する他の規定の適用により損金の額に算入される金額	20	
				償却費として損金経理をした金額 (17) + (18) - ((19) - (20))	21	

比較取得資産総額等の計算

前事業年度又は前連結事業年度において取得等をした生産等資産のうち当該前事業年度又は前連結事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額	22		円
$\frac{\text{適用対象年度の月数}}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	23		
比較取得資産総額 (22) × (23)	24		円
比較取得資産総額の110%相当額 (24) × $\frac{110}{100}$	25		

機械等の概要